

4月・5月のごみ収集日

■お問い合わせ 役場1階 水道環境課 環境衛生係
☎43-2111(内線2124)



ごみ出し時間を
守りましょう!

可燃ごみ 全地区(午前5時から8時までに可燃ごみ集積所へ出してください。) 毎週 火曜日・金曜日

粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました。

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	4月27日(木)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	4月28日(金)

※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・エアコンは収集しません。(株)橋本または購入した店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入してください。

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	5月30日(火)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	5月31日(水)

※蛍光管・LED電球・体温計(水銀式)は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※使用済小型家電の回収を行っております。役場・各出張所内にある回収ボックス・コンテナ(小)へ投入してください。(開館時間のみ)
注)回収ボックス投入口サイズ(横31cm×縦15cm)
回収コンテナ(小)サイズ(横50cm×縦38cm×高さ27cm)

A地区＝八百津(下記の八百津地区以外)・錦織・和知・伊岐津志
B地区＝杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

その他プラ 	各自治会の 不燃ごみ集積所	4月 9日(日)
		4月23日(日)
		5月14日(日)
		5月28日(日)

※プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。
ただし、ペットボトルおよび食品トレイ、発泡スチロールは、別に分別収集を行っているため対象外です。

- 犬の登録(狂犬病予防法)
犬を取得した日から30日以内に登録申請書の提出が必要です。
- 犬の登録事項の変更(狂犬病予防法)
飼い犬の死亡、所有者・所在地を変更した時は届け出が必要です。

がれき類	久田見処分場	毎月第1・第3日曜日 午後12時30分～4時
	錦織処分場	毎月第2・第4日曜日 午前9時～午後4時

※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外(土砂や岩石)は処分できません。
※業者に請け負わせた工事で発生したガレキ類は処分できません。
※300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。(有料)

LED電球は蛍光灯回収ボックスに入れてください。

(※電球はガラス類ですのでご注意ください※)

※ご不明な点等がございましたら上記の連絡先にお尋ねください。



▲ペットは大切な家族



▲製品にはLEDの印字があります。

⑤
 犬の登録・変更申請書の提出先は、役場本庁(〒430-0855 浜松市東区役場本庁)または各出張所(〒430-0855 浜松市東区役場本庁)です。
 犬の登録・変更申請書の提出先は、役場本庁(〒430-0855 浜松市東区役場本庁)または各出張所(〒430-0855 浜松市東区役場本庁)です。
 犬の登録・変更申請書の提出先は、役場本庁(〒430-0855 浜松市東区役場本庁)または各出張所(〒430-0855 浜松市東区役場本庁)です。